

富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び規則

条例	規則
<p style="text-align: center;">富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、県の公の施設に係る指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公募) 第2条 知事、教育委員会又は公営企業管理者（以下「知事等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、規則、教育委員会規則又は公営企業管理規程（以下「規則等」という。）で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募するものとする。</p> <p>(指定管理者の指定の申請) 第3条 前条の規定により公募された公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則等で定めるところにより、申請書に次に掲げる書類を添付して、当該指定に係る公の施設を管理する知事等に提出しなければならない。 (1) 当該公の施設の管理の業務に関し規則等で定める事項を記載した事業計画書 (2) 前号に掲げるもののほか、規則等で定める書類</p>	<p style="text-align: center;">富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則</p> <p>(趣旨) 第1条 この規則は、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、知事が管理する公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公募) 第2条 条例第2条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 公の施設の概要 (2) 申請する法人等の資格 (3) 申請の期間 (4) 審査の項目及び方法 (5) 指定管理者に管理を行わせる期間（以下「指定予定期間」という。） (6) 前各号に掲げるもののほか、公の施設ごとに知事が定める事項</p> <p>(申請書等の提出等) 第3条 条例第3条に規定する申請書は、指定申請書（様式第1号）によるものとし、知事が別に定める申請の期間内に提出するものとする。 2 条例第3条第1号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 管理をしようとする公の施設（以下「管理予定施設」という。）の管理の業務に関する基本方針 (2) 指定予定期間における年度ごとの管理予定施設の管理の業務の実施計画 (3) 指定予定期間における年度ごとの管理予定施設の管理の業務の収支計画 (4) 管理予定施設の管理の業務の実施体制 (5) 前各号に掲げるもののほか、公の施設ごとに知事が定める事項 3 条例第3条第2号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1) 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書 (3) 申請書を提出する日（以下「申請日」という。）の属する事業年度の直前2事業年度（申請日の属する事業年度開始の日前2年以内に終了した各事業年度をいう。次号において同じ。）の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書 (4) 申請日が前事業年度の終了の日の翌日から3箇月を経過する日前であって、前号に掲げる書類のうち前事業年度に係るものを作成していないときは、申請日の属する事業年度の前事業年度の直前2事業年度の同号に掲げる書類 (5) 前2号に掲げる書類を作成していない場合にあっては、法人等の事業及び財務の状況を明らかにした書類 (6) 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類 (7) 前各号に掲げるもののほか、公の施設ごとに知事が必要と認める書類</p>

(指定管理候補者の選定)

第4条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を審査し、同条の規定による申請をした法人等のうちから最も適当と認めるものを指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）として選定するものとする。

- (1) 県民の平等な利用が確保されること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができること。
- (3) 指定管理者の指定の申請をした法人等が、公の施設の管理を適正かつ確実に実施するために必要な財産的基礎及び人的構成を有すること。

(公募によらない指定管理候補者の選定)

第5条 知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定による公募によらず指定管理候補者を選定することができる。

- (1) 第3条の規定による申請がなかったとき。
- (2) 前条の規定による審査の結果、指定管理候補者となるべき法人等がなかったとき。
- (3) 前条の規定により指定管理候補者を選定した後、当該指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となったとき、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。
- (4) 法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された指定管理者に管理を行わせていた公の施設に係る指定管理候補者を選定するとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、管理上特別な事情があると認められる公の施設として規則等で定めるものに係る指定管理候補者を選定するとき。

2 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事等は、選定しようとする法人等と協議し、第3条各号に掲げる書類の提出を求め、当該書類の内容を前条各号に掲げる基準に照らして判断するものとする。

(指定管理候補者として選定しない法人等)

第6条 県議会議員、知事、副知事、公営企業管理者並びに法第180条の5第1項及び第2項の委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者又は支配人を兼ねる法人等（普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人その他規則等で定める法人等を除く。）については、指定管理候補者として選定しないものとする。

(管理上特別な事情があると認められる公の施設)

第4条 条例第5条第1項第5号の規則で定める公の施設は、次に掲げる公の施設とする。

- (1) 法令等の規定により特定の法人等が管理を行うこととされている公の施設
- (2) 公の施設に隣接して、特定の法人等が設置し、及び管理する施設がある場合において、当該法人等が当該法人等の施設と当該公の施設とを一体的に管理することにより、公の施設の効率的な管理を確保し、及び公の施設を利用する者の利便性の向上を図ることができると認められる当該公の施設
- (3) 改修又は移転を行う公の施設であって、その安定的な管理を特に確保する必要があると認められるもの
- (4) 富山県総合体育センター

(指定管理候補者として選定しない法人等の例外)

第5条 条例第6条の規則で定める法人等は、次に掲げる法人等とする。

- (1) 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人で当該公の施設の管理を主たる業務とするもの又は当該公の施設の管理に類する業務を行っているものうち次のいずれかに該当するもの
 - ア 県が当該法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役又はこれらに準ずる者及び支配人の2分の1以上を派遣している法人
 - イ アに掲げるもののほか、職員の派遣の状況が次のいずれかに該当する法人であって、経営の安定が確保され、かつ、十分な社会的信用を有するもの
 - (ア) 普通地方公共団体が当該法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役又はこれらに準ずる者及び支配人のおおむね2分の1以上を派遣し、かつ、県が当該法人の代表取締役その他の主要な役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。(イ)において同じ。)を派遣している法人
 - (イ) 県が当該法人の代表取締役その他の主要な役員を派遣し、かつ、当該法人の管理運営に係る事務に従事する主要な職員を派遣している法人
- (2) 公共団体（普通地方公共団体を除く。）又は公共的団体

(指定管理候補者選定委員会)

第7条 知事等は、第4条又は第5条第1項の規定により指定管理候補者を選定するため、指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、指定管理者に管理を行わせる公の施設ごとに置くものとする。ただし、知事等が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 選定委員会は、委員5人以上10人以内で組織する。
- 4 委員は、公の施設の管理運営、利用等に関し識見を有する者及び県職員のうちから、知事等が任命する。この場合において、県職員である委員の数は、委員の総数の半数以上であってはならない。
- 5 委員の任期は、任命の日から第14条の規定による指定の告示の日までとする。
- 6 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。
- 7 委員長は、県職員である委員以外の委員のうちから互選する。
- 8 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 9 委員長は、会務を総理し、委選定員会を代表する。
- 10 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 11 選定委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。
- 12 前各項に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、規則等で定める。

(指定管理者評価委員会)

第8条 知事等は、指定管理者が行う公の施設の管理の業務の実施の状況等について、適時に評価させるため、指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 評価委員会は、委員3人以上8人以内で組織する。
- 3 委員は、公の施設の管理運営、利用等に関し識見を有する者のうちから、知事等が任命する。
- 4 委員の任期は、委任の日から当該任命の日の属する年度の末日までとする。
- 5 前条第2項及び第6項から第12項までの規定は、評価委員会について準用する。この場合において、同条第7項中「県職員である委員以外の委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(事業報告書)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後及びその指定の期間の満了後、速やかに、その管理する公の施設の管理の業務に関し規則等で定める事項を記載した事業報告書（以下この条において「事業報告書」という。）を作成し、知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、速やかに、当該指定を取り消された日の属する年度の開始の日から当該指定を取り消された日までの期間について事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

(原状回復義務等)

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理を行わないこととなった公の施設の施設及び設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、知事等の承認を得たときは、この限りでない。

第11条 指定管理者は、故意又は過失により、その管理する公の施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。

(事業報告書)

第6条 条例第9条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公の施設の管理の業務の実施状況に関する事項
- (2) 公の施設の利用の状況に関する事項
- (3) 公の施設の使用料又は利用に係る料金の収入の実績に関する事項
- (4) 前号に掲げるもののほか、公の施設の管理の業務に係る経費の状況に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公の施設ごとに知事が定める事項

(秘密保持義務等)

第 12 条 指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、当該管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(名称等の変更の届出)

第 13 条 指定管理者は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事等に届け出なければならない。

(指定等の告示)

第 14 条 知事等は、指定管理者の指定をしたとき、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は前条の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(規則等への委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項は、規則等で定める。

(名称等の変更の届出)

第 7 条 条例第 13 条の規定による届出をしようとする指定管理者は、変更届出書（様式第 2 号）を知事に提出するものとする。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項は、知事が定める。